

令和2年度

第7回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年9月10日

湯沢市農業委員会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年9月10日(木) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時30分

閉会 午前10時00分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	10番	加藤 エリ子
2番	伊藤 秀郎	11番	水戸 義昭
3番	瀬川 等	12番	姉崎 与志弘
4番	麻生 良子	13番	佐々木 昇
5番	佐藤 昇	14番	藤谷 清志
6番	宮原 正明	15番	由利 幸悦
7番	杳澤 弥	16番	佐藤 栄子
8番	高橋 郁夫	17番	川崎 秀悦
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

18番 高橋 敬悦(会長職務代理者)

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午前9時30分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治
班 長 阿部 武彦
主 幹 高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・報告第6号 第1回運営委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 農地改良届

(3) 非農地証明 (専決事案)

(4) 申請許可状況

3 議 案

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時30分 委員総数19名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、18番 高橋 敬悦 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、5番 佐藤 昇 委員、6番 宮原 正明 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告5件、議案3件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第6号 第1回運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(8番 高橋 郁夫 委員、挙手)</p>
議 長	<p>8番 高橋 郁夫 委員。</p> <p>(第1回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第6号 第1回運営委員会報告についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長 阿部班長	<p>阿部班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は2件、面積6,700.00㎡であります。解約理由は、借人死亡のためが1件、借人の都合によるが1件となっております。</p> <p>次に2農地改良届であります。土地の所在は成沢字堤端170-2、地目は田、面積は370㎡、届け出の理由は地盤が軟弱なため、稲作の作付けが困難であるためで、改良方法は1m盛土するものです。</p> <p>次に3非農地証明(専決事案)であります。申請土地は川連町字下平城205、地目は田、面積は495.00㎡であります。昭和60年9月18日付</p>

	<p>けで農地法第5条許可済みとなっており、住宅が建築され宅地として使用されていることから、湯沢市農業委員会庶務規程に基づき専決により処理しております。</p> <p>次に4申請許可状況であります。先月の転用案件は4条が1件、5条賃貸借が1件、5条所有権移転が1件であります。5条賃貸借は秋田県農業会議常設審議委員会への諮問の必要がなく、8月17日付けで許可しております。4条と5条所有権移転は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、8月26日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年9月10日提出。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積11,833㎡で、農業者年金受給継続のための再設定であります。</p> <p>次に議案書5ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積6,793㎡であります。申請事由は、申請番号第22号は貸人の都合によるため、申請番号第23号は農業廃止のためであります。2件とも贈与による所有権移転であります。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 37 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 9 月 10 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 7 ページの利用権設定整理番号第 96 号は 9 番 西村 一 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第 96 号を審議しますので、9 番 西村 一 委員の退席をお願い致します。</p>

	(9番 西村 一 委員、退席) (午前9時44分)
議長	事務局より説明をお願い致します。
議長	(阿部班長、挙手) 阿部班長。
阿部班長	(議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第96号について、朗読説明) 議案書7ページをご覧ください。利用権設定整理番号第96号は、賃貸借権の再設定で、面積は7,684㎡であります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定整理番号第96号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。
	(9番 西村 一 委員、着席) (午前9時45分)
議長	次に、議案第38号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。

議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 38 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 7 ページから 16 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が 36 件、面積は 169,303.91 m²であります。すべて再設定であります。価格については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は 2 件、面積は 36,188 m²であります。すべて再設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 38 号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 38 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 17 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積は 1,944 m²であります。申請事由は経営拡張のためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上</p>

<p>議長</p>	<p>です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第 38 号所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 9 月 10 日提出。</p> <p>初めに 5 条賃貸借権設定について説明させていただきます。議案書 19 ページ、議案付属資料は 4 ページから 15 ページをご覧ください。申請地は、申請番号第 3 号が字高屋敷 34、35、36、地目は田、面積は 9,203 m²、申請番号第 4 号が字高屋敷 5-1、6-1 の内、地目は田、面積は 788 m²であります。</p> <p>申請内容は、申請番号第 3 号の土地において陸砂利を採取し、また、</p>

申請番号第4号の土地は陸砂利を採取する際の運搬路として使用するための一時転用をするものです。申請地は市立山田中学校から北へ約1.2km、湯沢市役所から西へ約2.6kmの深堀集落内に位置し、陸砂利を採取する農地については東・西側は田、南・北側は水路、運搬路とする農地については東・西側は田、南・北側は水路に接しております。農地区分は農用区域内農地であります。事業計画は、深さ6m、9,203 m²を掘削し、陸砂利44,280 m³を採取するものです。また、採取した陸砂利を運搬する道路も整備するものです。事業費は、用地借上経費1,940,600円、造成・整地費2,290,000円、施設・建物建設経費200,000円、測量・登記経費100,000円、その他搬入経費15,469,400円、合計20,000,000円で、すべて自己資金となっており、残高証明書により確認しております。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、土地改良区からは管理施設使用許可を得ております。すでに許可している【指令湯農委-501601】【指令湯農委-501604】につきましては、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでおります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。

次に5条所有権移転申請番号第7号について説明させていただきます。議案書20ページ、議案付属資料は16ページから23ページをご覧ください。申請地は、皆瀬字市野66-1、地目は田、面積は394 m²であります。

申請内容は、農営事業の拡大に伴い、現在使用している農作業小屋等が手狭になったことから申請地を取得して農業用車庫兼倉庫を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所皆瀬庁舎から南東へ約6.4kmの市野集落内に位置し、東側は宅地、西側は水路、南側は宅地、北側は道路に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。

事業計画は、土地の高さを均一にする造成工事を行い、農業用車庫兼倉庫 66.65 m²を建築し、土間コンクリート・通路等 327.35 m²を整備するものです。事業費は、用地取得費 100,000 円、造成・整地経費・建物建設経費・設計費合わせて 4,900,000 円、計 5,000,000 円で、資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。被害防除計画は、隣接する農地に影響が生じないように建物の配置を考慮するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第 2 種農地であるが、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設そのた地域の農業振興に資する施設であり、農地法第 5 第 2 項ただし書きに該当するものと考えます。


次に 5 条所有権移転申請番号第 8 号について説明させていただきます。議案書 20 ページ、議案付属資料は 24 ページから 38 ページをご覧ください。申請地は、字福島 55-1、地目は田、面積は 358 m²であります。


申請内容は、現在居住している住宅の老朽化と家族が増え手狭になったことから、父親名義の土地を譲り受けて住宅を建築するための転用であります。申請地は、市立山田中学校から南東へ約 1.1km、湯沢市役所から南西へ約 3.1km の福島集落内に位置し、東側は水路、西側は田、南側は田、北側は水路に隣接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断しました。事業計画は、高さ 1 m・土量 335 m³の造成を行い、住宅 74.52 m²、カーポート 22.12 m²を建築するものです。事業費は、造成・整地経費 2,600,000 円、施設・建物建設経費 28,350,000 円、設計費 500,000 円、測量登記経費 500,000 円、搬入費等諸経費 1,050,000 円、計 33,000,000 円であります。資金計画は全額借入資金となっており、融資証明書の写しにより確認しております。被害防除計画は、西・南・北側を法面保護し、東側は既存側溝にすり付けるものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽により処理し、雨水は自然流下・水路放流により処理するものです。許可判断として、第 1 種農地であります。居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第 33 第 4 号に該当するものと考えます。

議 長	<p>ここで、現地確認結果について、1番 高橋 忠雄 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(1番 高橋 忠雄 委員、挙手)</p> <p>1番 高橋 忠雄 委員。</p>
1 番	<p>議案第39号の現地確認について報告いたします。</p> <p>8月27日、2番 伊藤 秀郎 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第39号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第39号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第39号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時00分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年9月10日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 5番 佐藤 晃 

署名委員 6番 宮原 正明 